



## 相続税変更のポイント

相続税は平成 27 年 1 月 1 日より大幅に改正されます。この改正内容は増税と言える内容となっており、今後は多くの方が課税対象となる可能性があります。変更内容についてまとめましたのでご参照ください。

### ① 相続税の基礎控除額の引き下げ

【改正前】 5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数



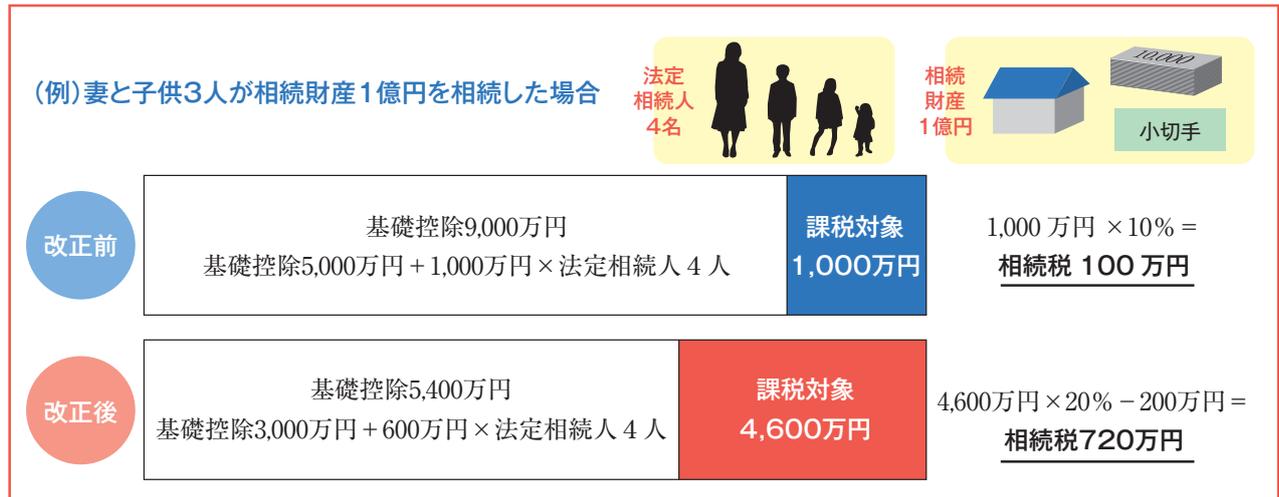
**【改正後】 3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数**

### ② 相続税の最高税率の引き上げ

【改正前】 10% ~ 50%



**【改正後】 10% ~ 55%**



なお、改正後の税率表、未成年者控除・障害者控除引き上げ、小規模宅地等の軽減特例の改正など、詳細については国税庁ホームページをご参照下さい。